

申込みから引渡しまで（随時）

販売物件の選択

- ◆ 申込み前に、現地をご確認ください。
保留地は現在の状態での引き渡しとなります。

買受申し込み

【申込場所】 東前地区開発事務所
(水戸市埋蔵文化財センター2階)

《申込みに必要なもの》

- 保留地買受申込書
- 身分証明書(本籍地の市町村で発行されたもの)
- 住民票抄本(本籍記載のもの)
- 印鑑

保留地売却決定 通知書の送付

- ◆ 申し込み資格を確認し、保留地売却決定通知書を送付します。
- ◆ 決定通知書に記載された期日までに土地売買契約を行います。
- ◆ 契約締結と同時に契約代金の1割以上を契約保証金として納付してください。

土地売買契約の 締結

《契約に必要なもの》

- 実印
- 印鑑証明書
- 契約保証金
- 収入印紙

売買代金の納付

- ◆ 契約締結の日から100日以内に水戸市が発行する納入通知書により、代金をお支払ください。
- ◆ 指定期日までに納付されませんと契約解除になり、既納の契約保証金は返還しませんのでご注意ください。

保留地の引渡し

- ◆ 土地代金の完納後、「土地引渡し通知書」を交付します。
引渡しを受けた後でなければ、その土地を使用することはできません。